

9 - 4 応急金融の概要

(平成31年度)

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子	
	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:年1.5%)
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内			
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合:年1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内							
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時		
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福 祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉			
	使用目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 母子・父 子福祉団 体 寡婦	事業（例えば洋 裁、軽飲食、文 具販売、菓子小 売業等、母子・ 父子福祉団体に おいては政令で 定める事業）を 開始するのに必 要な設備費、什 器、機械等の購 入資金	2,930,000 団体 4,410,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 母子・父 子福祉団 体 寡婦	現在営んでいる 事業（母子・父 子福祉団体に ついては政令で 定める事業）を 継続するために必 要な商品、材料 等を購入する運 転資金	1,470,000 団体 1,470,000		6か 月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
修 学 資 金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修学校 (専門課程) 大学 専修学校 (一般課程)	高等課程 公立(自宅) 27,000 (自宅外) 34,500 私立(自宅) 45,000 (自宅外) 52,500 高等専門学校 (1,2,3年) 公立(自宅) 31,500 (自宅外) 33,750 私立(自宅) 48,000 (自宅外) 52,500 高等専門学校(4,5年) 公立(自宅) 67,500 (自宅外) 76,500 私立(自宅) 98,500 (自宅外) 115,000 短大 公立(自宅) 67,500 (自宅外) 96,500 私立(自宅) 93,500 (自宅外) 131,000 専修学校 公立(自宅) 67,500 (自宅外) 78,000 私立(自宅) 89,000 (自宅外) 126,500 大学 公立(自宅) 71,000 (自宅外) 108,500 私立(自宅) 108,500 (自宅外) 146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校(一般課程) 49,500	就学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年以 内専修 学校(一 般課程 は5年 以内	無利子 ※親に 貸付け る場合 児童を 連帯借 受人と する(連 帯保証 人は不 要)。 児童に 貸付け る場合 親等を 連帯保 証人と する。	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能 習得 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識、技 能を習得するた めに必要な資金 (例 訪問介護員、 ワープロ、パソ コン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括816,000 (12月相当) 運転免許 460,000	知識技 能を習 得する 期間中 5年を こえな い範囲 内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	修業 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	事業を開始し又 は就職するた めに必要な知識、 技能を習得する ために必要な資 金	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括460,000 (注)修業施設で知識、 技能習得中の児童が1 8歳に達したことによ り児童扶養手当等の 給付を受けることが できなくなった場合、 上記の額に児童扶養 手当額を加算	知識技 能を習 得する 期間中 5年を こえな い範囲 内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	修学資 金と同 様
	就職 支度 資金	母子家庭 の母又は 児童 父子家庭 の父又は 児童 父母のな い児童 寡婦	就職するために 直接必要な衣服、 履物等及び通勤 用自動車等を購入 する資金	(一般) 100,000 (特別) 330,000		1年	6年 以内	親に係 る貸付 の場合 保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0% 児童に 係る貸 付の場 合 修学資 金と同 じ
医療 介護 資金	母子家庭 の母又は 児童（介 護の場合 は児童を 除く） 父子家庭 の父又は 児童（介 護の場合 は児童を 除く） 寡婦	医療又は介護（当 該医療を受ける 期間が1年以内 の場合に限る） を受けるために 必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		6か 月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生活 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	知識技能を習得 している間の生 活補給資金 ----- 医療若しくは介 護を受けている 間の生活補給資 金 ----- 母子家庭又は父 子家庭になって 間もない（7年 未満）者の生活 を安定・継続す る間に必要な生 活補給資金 ----- 失業中の生活を 安定・継続する のに必要な生活 補給資金	月額 (一般) 月額105,000 (技能) 月額141,000	知識技能を習 得する期間中 5年以内 医療又は介護 を受けている 期間中 1年以内 252万 円を限 度 ----- 離職した日の 翌日から1年 以内	知識技能 習得後6 か月 医療若し しくは介 護を終了 後6 か月 貸付期 間満了 後6 か月	20年 以内 5年 以内 8年 以内 5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	住 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築し、 増築し、建築し、 又は購入するの に必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か 月	6年以 内 特別は 7年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
転 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転移する ため住宅の賃借 に際し必要な資 金	260,000		6か 月	3年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業する ために必要な被 服等の購入に必 要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自 宅)150,000 (自 宅外)160,000 私立(自 宅)410,000 (自 宅外)420,000 大学・短大等 公立(自 宅)410,000 (自 宅外)420,000 私立(自 宅)580,000 (自 宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自 宅)150,000 (自 宅外)160,000 ※高等学校卒業 者(自 宅)272,000 (自 宅外)282,000	6 か 月	20年 以内	修業 5年 以内	修学資 金と同 様
結 婚 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が扶養する児童、 寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し、必 要な資金		300,000	6 か 月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等								
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者								
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法				
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦				
② 家財等の損害									
ア 家財の3分の1以上の損害	1,500,000円								
イ 住宅の半壊	1,700,000円								
ウ 住宅の全壊(1の場合を除く)	2,500,000円								
エ 住宅全体の滅失又は流失	3,500,000円								
③ ①と②とが重複した場合						〔据置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔据置期間を含む〕	年賦
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円								
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円								
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円								
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等									
ア ②のイの場合	2,500,000円								
イ ②のウの場合	3,500,000円								
ウ ③のイの場合	3,500,000円								

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)	国 2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害復興 住宅融資	1 融資対象者				
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方				
	(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方				
	(2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方				
	(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方				
	年 収		400万円未満	400万円以上	
	総返済負担率基準		30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				
	2 融資条件				
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ノース(中古)住宅購入
融 資 対 象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分 床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融 資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金450万円
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円	
返 済 期 間	耐火 準耐火 木造 (耐久性) 木造 (一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間を含む)
融 資 金 利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%			
	補修の場合	年0.45%			
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間	り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
貸付利率	年0.16～0.25% (R2.9.18現在)	

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等		
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。	
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合	
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 政令で定める資金	(個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円
		(激甚災害) 被害農林漁業者 政令で定める資金	(個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円
		漁具購入 被害組合	50,000,000円 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内 (激甚災害法適用の場合7年以内)	
貸付利率	法発動の都度設定		
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。	
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用	
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円 (特認6,000,000円)	
	償還期限	①15年 (うち据置 3年)以内 ②25年 (うち据置10年)以内	
	貸付利率	年0.16~0.30% (R2.9.18現在)	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得	
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額	
	貸付期間	15年以内 (うち据置3年以内)	
	貸付利率	0.16% (H29.4.19現在)	

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16~0.45%(H29.4.19現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16~0.25%(H29.4.19現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16~0.30%(H29.4.19現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.08%(R1.7.19現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16~0.30%(R2.9.18現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資 斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> 目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 融資条件 	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き
取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業中の方も含む 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) 		<ul style="list-style-type: none"> 2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方 前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費	
	融資金額	120万円以内		100万円以内	
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内 5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)	
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯 上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯 ①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯 ②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯 ③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯 ④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 （公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯 ①に該当）	解体 （支給対象世帯 ②に該当）	長期避難 （支給対象世帯 ③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯 ④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯 ①に該当）	解体 （支給対象世帯 ②に該当）	長期避難 （支給対象世帯 ③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯 ④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

9-5 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国、道、 市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を 含む）	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地 崩壊防止 施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エ レベーター等道路と一体となってそ の効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理 組合、市 町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通 施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町 村	公共下水道、流域下水道、都市下水 路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
公園	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画 法施行令第2条第2号に掲げる公園若 しくは緑地の園路・広場、修景施 設、保休養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、 市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導 路、エプロン、照明施設）、排水施 設、護岸、道路、自動車駐車場、 橋、法令で定める空港用地、無線施 設、気象施設、管制施設（道、市に ついては、上記から無線施設、気象 施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	80/100
農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	農地	道、市町 村、土地 改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通 常）、8/10、 9/10（高率 該当分）
	農業用施 設	道、市町 村、土地 改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施 設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10（通 常）、9/10、 10/10（高率 該当分）
	林業用施 設	道、市町 村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～ 6.5/10（通 常）、7.5/10 ～10/10（高 率後）
	漁業用施 設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離 岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又 は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管 理に属する外郭施設、係留施設、水 域施設）	1カ所 40万円以上	6.5/10（通 常）、9/10、 10/10（高率 該当分）
	共同利用 施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その 他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。	
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超		
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超		
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき		
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4） 借上げ2/5	
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は	
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）		
	改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
				既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）	
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 または 1/3	

障害者総合支援法	障害者支援施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）	1/2 または 1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2 または 1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街 路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m・50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	3) 公 園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅 地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃



北海道庁業務継続計画

[第3版]

令和2年3月

北 海 道

目 次

第 1	総 則	
1	業務継続計画策定の意義と目的	1
2	地域防災計画との関係	2
3	業務継続の基本方針	3
4	本計画の対象機関	3
5	本計画の発動	3
第 2	想 定 災 害	
1	想定する地震	4
2	札幌市直下型地震の被害想定	6
3	想定する洪水	7
4	想定する大規模停電	7
第 3	非常時優先業務の選定	
1	業務影響分析の評価	8
2	非常時優先業務の選定	8
3	非常時優先業務の目標着手時期	9
4	非常時優先業務以外の通常業務	9
5	各部局等の取組み	9
別表 1	各部局等の設定イメージ	10
別表 2	危機管理班の時系列活動表	11
別表 3	通常業務の仕分け	12
第 4	業務執行体制の確保	
1	職員の動員配備	13
2	参集可能人員	17
3	安否確認	19
4	職員の応援体制	19
5	職員権限の代行	19
6	職員の健康管理	19
第 5	業務執行環境の整備	
1	本庁舎等に及ぼす影響	20
2	本庁舎等の点検	20
3	本庁舎等の機能確保	20
4	本庁舎等の代替施設	22
第 6	計画の継続的な改善	
1	研修・訓練等	24
2	継続的な改善	24
別表 4	実施する訓練等	25
【資料】	着手目標時期別の非常時優先業務 (各部局等別)	27

第1 総 則

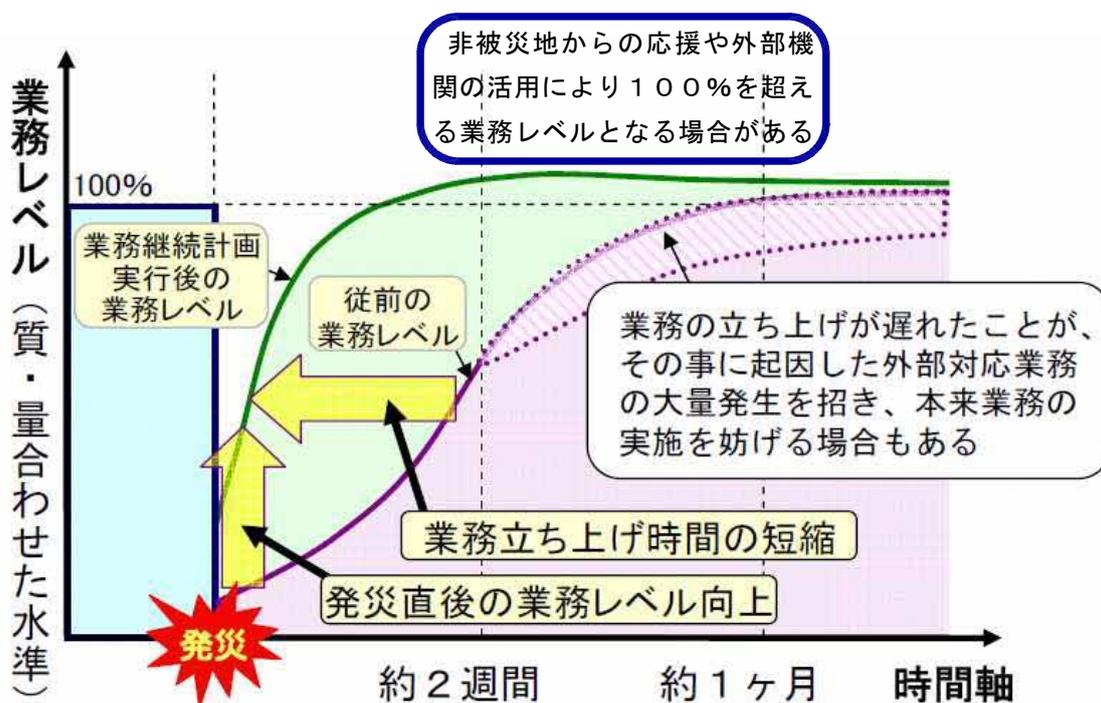
1 業務継続計画策定の意義と目的

地震をはじめとする大規模災害等により道民生活に深刻な影響を与える非常事態が発生した場合、行政組織としての道自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

「北海道庁業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、札幌市内に大きな被害をもたらす大地震等に備え、非常事態時に、道庁各部局等において実施すべき応急業務（注）及び継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」と位置付ける（図2参照）とともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とした計画である（図1）。

（注） 応急業務・・・「北海道地域防災計画」（災害対策基本法第40条）等や各部局等で整備している「災害対策実施要領」等（北海道災害対策本部運営要領3の(1)）に基づいて実施する「災害応急対策業務」及び早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務等

（図1）業務継続計画の作成による業務改善のイメージ

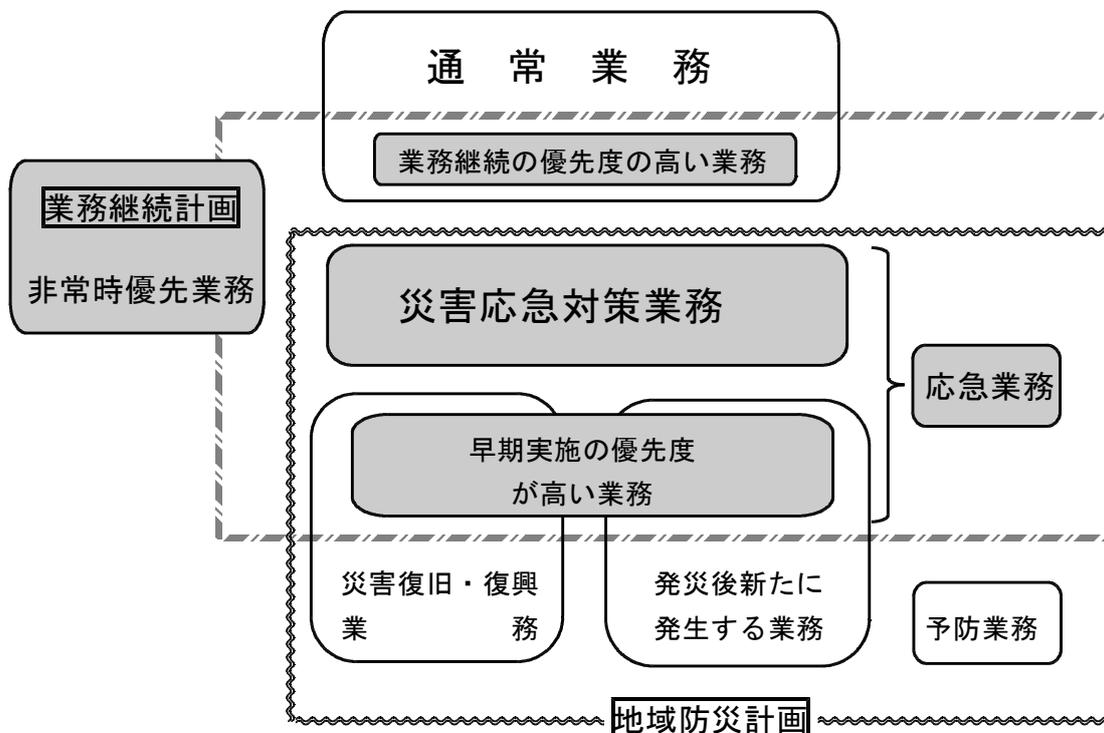


2 地域防災計画との関係

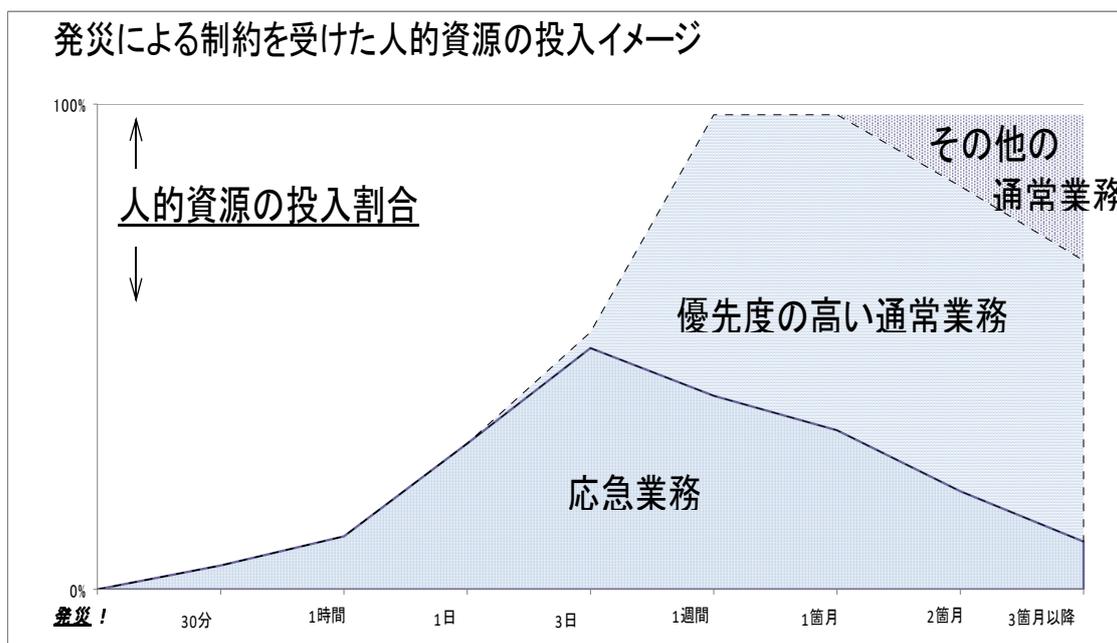
地域防災計画は、道や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害に対する予防、応急、復旧、復興業務を総合的に示す計画であるのに対し、業務継続計画は、道が非常事態時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として、あらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である（図2、図3）。

	地域防災計画	業務継続計画
主 体	道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関	道
目 的	道内における災害の予防、応急、復旧、復興対策を実施することにより、道民の生命、身体及び財産を保護するための必要な事項を定める。	非常事態に備え、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る。

（図2）業務継続計画と地域防災計画の対象業務



(図3)



3 業務継続の基本方針

- (1) 道民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務を継続実施できるよう、必要となる人員、資機材、庁内相互連携体制等を確保するため、業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務については、一時的に休止・縮小する。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

4 本計画の対象機関

本計画の対象となる機関は、本庁舎及び別館庁舎に入居している本庁各一部局。ただし、別館庁舎に入居している企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び教育庁（以下本庁各一部局を含め「各一部局等」という。）を対象として加える。

5 本計画の発動

- (1) 札幌市内に震度6弱以上の地震が発生した場合に本計画は自動的に発動することとし、震度5強以下の地震及びその他の災害等が発生した場合においても、知事の判断に基づき、本計画を発動するものとする。
- (2) 本計画が発動された場合は、他の計画等に優先して適用されるものとする。
- (3) 知事は、通常業務体制への復帰を判断したときは、その旨の指示を行うものとする。

第2 想定災害

1 想定する地震

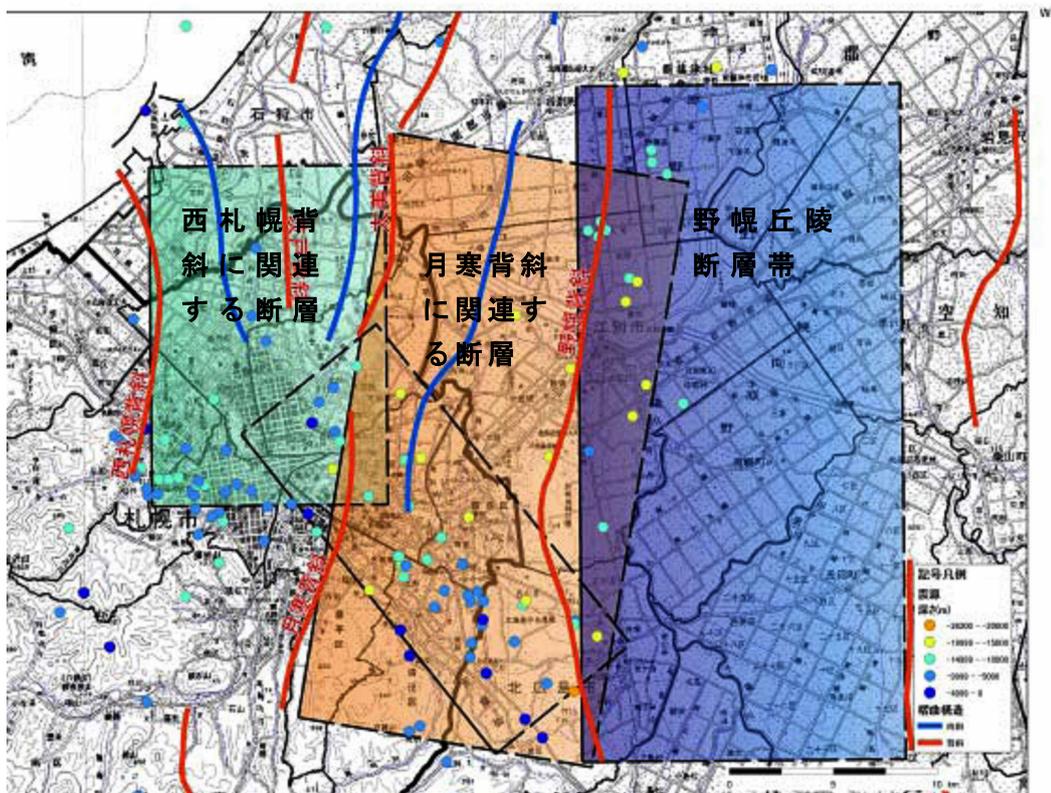
本計画で想定する地震は、北海道防災会議地震専門委員会で、「北海道の想定地震」として決定された次の「3つの伏在活断層（図4）による札幌市直下型地震」とする。

- (1) 野幌丘陵断層帯
- (2) 月寒背斜に関連する断層（月寒断層）
- (3) 西札幌背斜に関連する断層（西札幌断層）

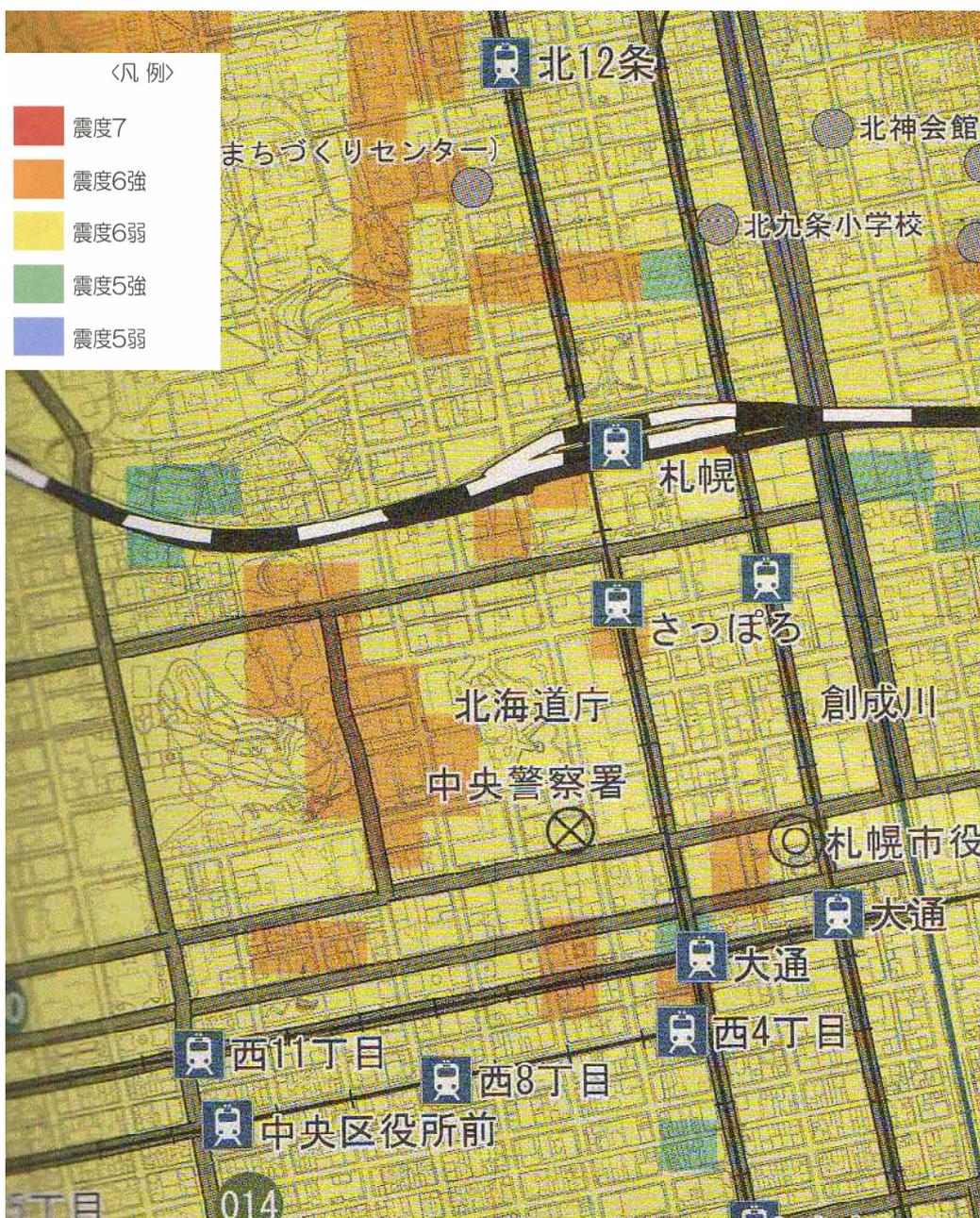
	マグニチュード	最大震度	震度6強以上発生面積 (km ²) [札幌市内]
野幌丘陵断層帯	7.5	7	44 (4.0%)
月寒断層	7.3	7	169 (15.1%)
西札幌断層	6.7	7	122 (10.9%)

※以下第2掲載の図及び表は札幌市防災会議の資料から抜粋

(図4)



(図5：本庁舎周辺の震度分布図)



※ 3つの断層による地震の震度を重ね合わせ、最大震度を表した分布図

<主な施設の震度>

施設名	震度
北海道庁本庁舎	6弱 (一部6強)
〃 別館	6強
北海道警察本部	6強
北海道議会	6強
札幌建設管理部	6弱
道民活動センタービル (かでの2・7)	6強

2 札幌市直下型地震の被害想定

(1) 建物被害

	野幌丘陵断層帯		月寒断層（最大）		西札幌断層	
	夏	冬	夏	冬	夏	冬
全壊棟数	7,373	8,026	30,218	33,611	18,377	20,336
半壊棟数	33,728	37,366	71,073	78,850	49,044	54,300
全出火件数	21	95	70	314	43	198
焼失棟数	71	382	255	1,405	156	957

(2) 人的被害

(単位：人)

		野幌丘陵断層帯		月寒断層（最大）			西札幌断層	
		死者	重傷者	死者	重傷者	軽傷者	死者	重傷者
夏	5時	365	1,054	1,789	3,123	27,500	1,046	1,910
	12時	253	754	1,318	2,378	20,919	772	1,479
	18時	254	757	1,325	2,391	21,006	777	1,488
冬	5時	1,707	958	8,234	2,411	28,003	4,690	1,535
	12時	1,282	680	6,574	1,805	21,204	3,766	1,185
	18時	1,293	694	6,619	1,850	21,380	3,793	1,213

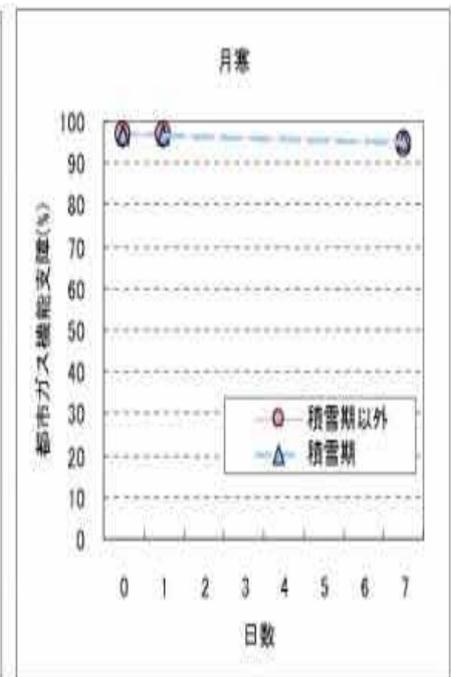
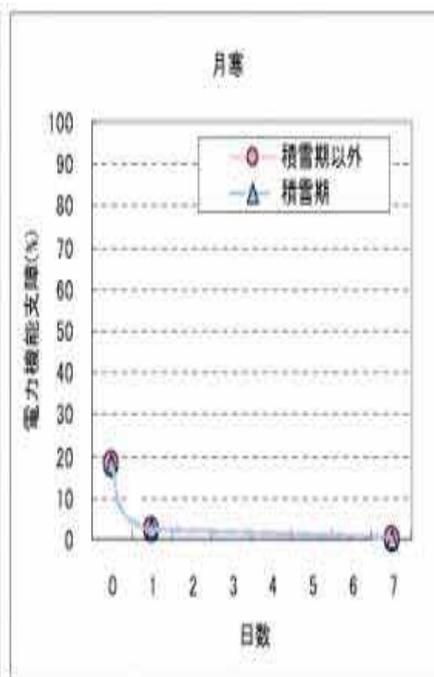
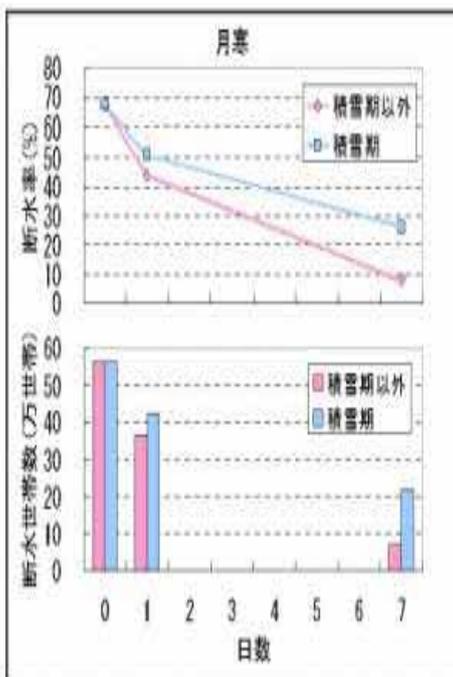
※ 冬：発災後2時間以内に救出されない場合に凍死すると仮定したもの

(3) ライフライン被害（月寒断層による地震の場合）

上水道

電力

都市ガス



3 想定する洪水

本計画で想定する洪水は、札幌市の洪水ハザードマップにより、本庁舎及び別館庁舎周辺は0.5m未満の浸水深とする。

(図6:本庁舎周辺の洪水ハザードマップ)



4 想定する大規模停電

本計画で想定する大規模停電の期間は「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月 内閣府(防災担当))に基づき、1週間程度とする。

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」58ページ

『・・・停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がないよう準備することが望ましい。』

第3 非常時優先業務の選定

1 業務影響分析の評価

通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。

具体的には、各業務について、業務の中断や業務開始の遅延が「道民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（1時間、1日、3日、1週間、及び1箇月の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、道民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるかについて、次の基準で評価を行った。

評価	影響の重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
レベルⅣ	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
レベルⅢ	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考ええる。
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても、その行政対応は許容可能な範囲内であると考ええる。

2 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続の基本方針に基づき、道のすべての業務を洗い出し、原則として、1箇月以内に評価レベルが「レベルⅢ」以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務として選定した。

3 非常時優先業務の目標着手時期

選定した非常時優先業務については、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災後直ちに着手すべき業務、3日以内に着手すべき業務、1週間以内に着手すべき業務に区分し、それぞれの目標着手時期を設定した。

(* 各部局等の設定イメージは別表1、危機管理班の時系列活動表は別表2に示す。)

* 着手時間と目標復旧時間ごとの主な業務

		目 標 復 旧 時 間		
		おおむね3日以内	おおむね1週間以内	おおむね1箇月以内
着 手 時 間	直ちに～ 24時間以内	〔道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務〕		
	1日～ 3日以内		〔業務継続のための環境を維持する業務〕	
	3日～ 1週間以内			〔社会経済活動機能の維持に必要な業務〕
想定される事象		○甚大な人的・物的被害が発生 ○道庁の被災により、職員・資源・情報に制約が発生	○避難所生活者等から様々なニーズが増加	○社会機能の復旧に関する要望が増加

4 非常時優先業務以外の通常業務

発災時、道は道民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも道民生活に密接に関わる業務や道庁の機能維持業務など継続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため、各部局等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、「評価レベルⅡ」以下の非常時優先業務以外の通常業務を一時的に休止・縮小するものとした（別表3参照）。

5 各部局等の取組み

各部局等においては、本計画の業務継続の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行するうえでの課題と対策について整理するものとする。

(* 本計画に示す考え方により各部局等が設定した着手目標時期別の非常時優先業務は、【資料】(27～45ページ)掲載のとおりである。)

別表 1 各部署等の設定イメージ

非常時優先業務

業務の着手時間と活動イメージ

目 標	レベルⅤ レベルⅣ レベルⅢ レベルⅡ・Ⅰ							
	社会に与える影響が大きい				社会に与える影響が小さい			
時 間	0分	30分	1時間	1日目	3日目	1週間	1箇月	
初動対応業務	<p>危機管理班：情報収集、災害対策業務等</p> <p>[道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務等]</p> <p>各 班：非常招集、職員の安否確認、災害対応業務等 総政班：災害広報、外国人支援等 保福班：医療対策、福祉対策、災害救助法、救援物資調達、被災者の生活救護等 建設班：インフラ（道路・河川等）の維持・応急復旧、被災建築物応急危険度判定等</p>							
体制確保業務	<p>[業務継続のための環境を維持する業務等]</p> <p>各 班：非常時優先業務体制の確保等 総務班：庁舎施設維持、災害関係予算等 総政班：通信・情報システム確保等</p>							
機能維持 早期復旧 業務又は 通常業務 （優先度 が高い業 務）	<p>[社会経済活動機能の維持に必要な業務等]</p> <p>各 班：道民の経済活動に直結する許認可補助金に関する業務等 総務班：災害時の道税対策等諸施策 総政班：被災市町村財政支援対策等諸施策 環生班：廃棄物処理対策等諸施策 保福班：福祉サービス災害応急諸施策 経済班：商工業・労働者被害対策等諸施策 農政班：農業被害対策等諸施策 水林班：水産・林業被害対策等諸施策 建設班：公共土木施設の復旧対策等諸施策</p>							
通常業務 （優先度 が低い業 務）	<p>[休止・縮小する業務]</p> <p>各 部：庶務関係事務、緊急性のない業務</p>							

別表2 危機管理班の時系列活動表

時 系 列 活 動 表

非常時優先業務

目 標	道民の生命、生活及び財産の保護	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">危機管理班</div> [職員数57名]
業務名	災害対策本部の設置、運営	参集が可能な職員数 1H以内：約4名 業務対応する職員数 宿直員2名+4名
担当部局	危機管理班（危機対策課防災G）	
業務内容	大規模な災害が発生したときは、災害対策活動の推進を図るため、災害対策本部を設置し、災害情報の収集及び伝達、関係機関との情報連絡等により応急対策を実施	
目標レベル	災害対策本部の設置、関係職員の招集、市町村・関係機関との情報連絡等により応急対策を開始する	

業務の着手時間と活動イメージ

区 分	0分	30分	1時間	1日目	3日目	1週間	1箇月
参集想定人数	2名	約6名	約19名	約28名	約54名		
初動対応	【地震（津波）発生】 【地震発生の覚知】 ◎防災情報システム自動配信						
対策本部【危機管理班】	◎災害対策本部の設置（自動） ◎各班等に第3非常配備体制を指示 ◎防災ヘリ等による被害状況収集指示 ◎本部員会議開催 ◎国（消防庁）への第1報 ◎自衛隊への災害派遣要請（振興局） ◎広域応援要請 ◎災害対策本部指揮室の招集						
情報収集【危機管理班・関係各班】	【情報収集・整理】 ◎市町村の被害情報収集指示 ◎関係機関、ライフラインの被害情報収集 ◎住民避難の勧告・指示の状況確認 ◎「対策・被害状況」の作成 ◎災害広報（総合政策班）						
応急対策【関係各班】	◎応急対策活動の把握と指示 ○救助、救急、医療救護体制の指示 ○ライフライン等の応急対策を指示 ○災害救助法の適用（危機管理班） ○被災者のニーズ把握の指示 ○災害ボランティア等の受入体制の指示 ○救援物資の調達を指示 ○義援金、義援物資への対応判断 ○被災者支援業務 ○産業支援業務						
活動態勢【関係各班】	●職員 ○非常招集、参集状況、安否確認 ●庁舎 ○庁舎の応急危険度判定、施設機能の確保（総務班） ○通信・情報システムの確保（総合政策班） ●業務 ○所掌事務の被害状況等の把握、報告						

別表3 通常業務の仕分け

優先度から見た通常業務の仕分け

【 業務継続の優先度の高い業務（主なもの） 】	
道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理、災害対応 ・ インフラ（道路、河川、港湾、空港等）の維持 ・ 医療、福祉等のサービスの確保 ・ 道民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給 ・ 報道対応 ・ 市町村が行う継続業務の支援（災害対応等） ・ その他、道民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信基盤の管理運営 ・ 財務会計システムの運用管理 ・ 職場の安全衛生業務 ・ その他、業務継続のための環境を維持する業務事務
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道その他飲料水供給施設に関する業務 ・ 雇用対策及び労働相談 ・ 農作物の災害対策 ・ 被災者に係る住宅対策に関する業務 ・ 道民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務 ・ その他、道民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務

【 主な休止・縮小業務 】	
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務関係事務 ・ 福利厚生（職員の感染症対策を除く） ・ 職員研修 ・ 統計調査、調査研究、白書等作成等 ・ 緊急性のない団体等の検査、報告聴取 ・ 多くの人が集まる集会・イベント等

第4 業務執行体制の確保

発災時においても業務継続を的確に行うためには、必要な人員の確保、適切な配置など業務執行体制の確保を図るものとする。

1 職員の動員配備

発災時の適切な職員配置を行うため、地域防災計画における次の配置基準等に基づき、各部局等は配備計画を定めている。

体制	配備基準	配備人員
第1非常配備 (連絡本部の設置前)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道内に震度4の地震が発生したとき 2 本道沿岸に「津波注意報」が発表されたとき 3 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき 4 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき(噴火警戒レベル2相当) 5 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき 	配備計画の第1非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
第2非常配備 (連絡本部の設置後)	<p>(地震及び津波災害)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 本道沿岸に「津波警報」が発表されたとき 3 道内に局地的な地震・津波災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき 4 連絡本部長が指示したとき <p>(風水害)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 6 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき <ol style="list-style-type: none"> 7 避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき 8 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき <p>(雪害)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき 10 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき 11 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき <p>(火山)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報が発表され、居住地域の 	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

体制	配備基準	配備人員
<p>第2非常配備 (連絡本部の設置後)</p>	<p>の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。(噴火警戒レベル3相当) (海上災害)</p> <p>13 大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</p> <p>14 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>15 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき (航空災害)</p> <p>16 離着陸事故等で人的被害が発生したとき</p> <p>17 小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき (鉄道災害)</p> <p>18 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>19 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき (道路災害)</p> <p>20 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>21 事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき (危険物災害)</p> <p>22 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (大規模火災)</p> <p>23 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (林野火災)</p> <p>24 消火活動の難航が予想されるとき</p> <p>25 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (大規模停電災害)</p> <p>26 人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。</p>	<p>配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員</p>
<p>第3非常配備 (災害対策本部の設置後)</p>	<p>(地震及び津波災害)</p> <p>1 道内に震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 本道沿岸に、「大津波警報(特別警報)」が発表されたとき</p> <p>3 道内に大規模な地震・津波災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき</p> <p>4 本部長が指示したとき</p>	<p>配備計画の第3非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員</p>

体 制	配 備 基 準	配 備 人 員
	<p>(風水害)</p> <p>5 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき</p> <p>6 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</p> <p>7 多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>8 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>(雪害)</p> <p>9 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき</p> <p>10 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</p> <p>11 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>12 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>(火山)</p> <p>13 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル4相当以上）</p> <p>(海上災害)</p> <p>14 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</p> <p>15 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>16 多くの死傷者が発生したとき</p> <p>(航空災害)</p> <p>17 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>18 航空機が消息を絶ったとき</p> <p>(鉄道災害)</p> <p>19 被害が大規模なとき</p> <p>20 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(道路災害)</p> <p>21 被害が大規模なとき</p> <p>22 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(危険物等災害)</p> <p>23 被害が大規模なとき</p> <p>24 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(大規模火災)</p> <p>25 被害が大規模なとき</p> <p>26 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p>	

体 制	配 備 基 準	配 備 人 員
	(林野火災) 27 火災が複数の市町村にわたり消 火活動の難航が予想されるとき 28 人命の救助救出活動の難航が予 想されるとき (冷(湿)害) 29 各地で冷(湿)害被害が発生し たとき (大規模停電災害) 30 人命の救助救出案件が多数発生 し、被害や停電の影響が拡大し、長 期化が予想されるとき。	

※ 上記体制のほか、勤務時間外においては、危機対策局で宿日直者2名の体制を取っている。

(1) 想定災害である最大震度7の札幌市直下型地震が発生した場合は、第3非常配備体制(災害対策本部設置)となる。

災害対策本部(32名)	知事、警察本部長、教育長、会計管理者、公営企業管理者、各部長等
-------------	---------------------------------

危機対策局[危機管理班](57名)	危機管理監、局長、危機対策課、原子力安全対策課
-------------------	-------------------------

災害対策本部指揮室(約150名)	副知事、危機管理監、本部連絡員(関係各課) 防災会議関係機関
------------------	-----------------------------------

(2) 各部局等の「災害対策実施要領」等においては、第2非常配備を基本とし、必要に応じて配備要員を増員する。

(3) 第5で示すとおり、本庁舎等に被害が生じ、万一使用できない場合を想定し、本計画では、大規模地震発生時には、職員は本庁舎近隣の代替施設に参集する場合を想定する。

2 参集可能人員

勤務時間外の大規模地震発生時には、職員自身やその家族の被災、交通の途絶等が予想され、平常時のようなスムーズな参集は見込めないことから、次のとおり参集可能人員を想定する。

※ 参集率の想定は、本庁等職員数や本庁舎が所在する政令指定都市の人口等が近似する愛知県の「愛知県庁BCP」で想定する参集率及び平成21年7月14日に実施した非常招集訓練実施結果等を参考に行った。

○ 参集率の想定

	想定となる対象	参集率
発災～4日目	徒歩・自転車での移動が可能、札幌市内(参集場所から直線距離約15km圏内)に居住する職員が対象 [対象：約3,700人] (H29.2.1 現在一人事課調べ)	<p>札幌市内(参集場所から直線距離約15km圏内)に居住する職員の</p> <p>[発災：夏5時] 7割が順次参集</p> <p>[発災：冬5時] 5割が順次参集</p>
～7日目	すべての職員が対象 [対象：約4,100人] (H29.2.1 現在一人事課調べ)	<p>4日目からは交通機関が復旧し、</p> <p>市内居住職員7(5)割の参集以降、順次参集</p> <p>職員全体の98(96)%が参集</p> <p>(※ 約2%強[冬は約4%強]の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)</p>

○ 職員の参集想定

<発災：夏5時>

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数(人)	399	1,064	1,767	1,767	2,577	4,012
職員参集率(%)	11%	29%	48%	48%	70%	98%

<発災：冬5時>

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数(人)	289	733	1,248	1,248	1,841	3,930
職員参集率(%)	8%	20%	34%	34%	50%	96%

※ 参集職員数は、平成29年2月1日現在の職員数を基に各部局ごとに参集可能人員を想定したものの累計である。

【参考】

■ 参集率7割の想定（「愛知県庁BCP」から抜粋）

職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。

兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%である。

また、芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の19.6%が家屋等の財産被害に遭い、5.5%が参集途上に被災現場で救助活動等を行ったという（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）。

これらのことから、発災から4日目までは3割の職員の参集が困難であると想定し参集率を7割とする。

■ 冬の参集率5割、参集不能率4%の想定

札幌市防災会議が公表した「第3次地震被害想定について」における、「冬の場合は夏に比べて徒歩で帰宅できる距離が短くなる（夏の7割）」から、冬の4日目までの参集率を5割（7割×7割）、「冬の死・重傷者は10,645人で夏の4,912人の約2倍」であることから参集不能率を4%（夏2%×2）と想定する。

■ 徒歩及び自転車による参集の想定〔対象：札幌市内（直線距離約15km）居住〕

平成21年7月14日に実施した「非常招集訓練実施結果（対象：直線距離約6km以内に居住する管理職員）」によれば、27.7%の職員が1時間以内で参集していることから、1時間以内の参集率を11%（27.7%×6km÷15km）、直線距離6km以内に居住する職員は約2時間で全員参集を完了していることから、3時間（距離：約9km）までに29%の職員が参集する想定とする（48%×9km÷15km）。

3 安否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するためには、業務に従事できる人員の確保が必要である。

各部局等においては、職員の自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、緊急時の連絡体制を整備するなど安否確認の手順を定めておくものとする。

なお、災害等発生時において、各所属で把握した安否情報は、代表課等を通じて人事課に報告するものとする。

また、職員が家族の安否を確認し安心して職務に専念できるよう、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡方法について確認しておくよう周知を図るものとする。

4 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたっては、各所属に参集する職員で対応することを原則とするが、業務量や職員の参集状況などにより対応が困難となる場合は、部局内他所属からの応援体制について代表課等において調整するものとする。

また、部局内で職員を確保できない場合は、業務内容や必要人員の申出により、他部局からの応援体制について人事課において調整するものとする。

5 職務権限の代行

災害時において非常時優先業務を適切に実施するためには、決裁権者が被災などにより参集できない場合に備え、職務の代行者を予め定めておく必要がある。

各所属においては、代決者及びその順序について、北海道事務決裁規程や各課等処務細則を確認しておくほか、必要に応じて、臨時代行を定めておくものとする。

6 職員の健康管理

災害対応は長期にわたることも想定されることから、非常時優先業務が長期間に及ぶ場合などに備え、各所属においては、休憩時間の確保や交代制等の勤務体制を整えるなど職員の健康管理に配慮するものとする。

第5 業務執行環境の整備

1 本庁舎等に及ぼす影響

本庁舎は、平成28年1月に耐震改修工事が完了し、震度7の地震が発生した場合でも、免震装置の一部損傷はあるものの、建物は倒壊しない耐震性を確保している。

別館庁舎の耐震判定係数は、1.13となっていることから、庁舎の使用が困難になることも想定され、発災時の初動体制に支障を来すおそれがある。

また、周辺地域の洪水による浸水深は0.5m未満であるが、本庁舎及び別館は、土のう設置等により浸水を防ぐこととする。

(参考)

耐震安全性の分類上、求められている耐震判定係数の目標値は、1.50以上である。

・本庁舎：昭和43年建築、平成28年1月耐震改修
耐震判定係数1.50相当(※)

(※)相当とは、国(国土交通省)の基準により、免震構造の建築物が保有する耐震性能は、I類(1.50)相当としている。

・別館庁舎：昭和53年建築、耐震判定係数1.13

2 本庁舎等の点検

庁舎管理者は、大規模な地震が発生した場合は庁舎の被災状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎等への立入りの可否が分かるような標示を行い、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について職員に伝達する。

また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

3 本庁舎等の機能確保

(1) 執務室の機能確保

防火・防災担当責任者は、執務室の被災状況の確認と使用の可否を判断し、主管課を通じて庁舎管理者に報告する。

また、執務室の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境の向上確保に努めるものとする。

(2) 電源の確保

電力の供給が途絶えた場合、本庁舎においては、連続90時間運転可能な燃料を確保している非常用発電機(1,200KW)により、全ての照明、コンセント設備に電力を供給する。ただし、空調設備においては、使用状況により制限が必要となる。また、非常用発電機の燃料については、90時間分を確保しているが、これを超える長期間の停電の場合には、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を活用するなどして、燃料を確保する。

別館庁舎においては、連続9時間運転可能な燃料を確保している非常

発電機（500KW）により、建築基準法、消防法に基づく電源のほか、必要最小限の範囲に電力を供給する。

(3) 水の確保

本庁舎の給水設備は地下水を使用しているため電力の供給下で使用可能であり、別館庁舎の飲料水は公共水道を使用しているため高架水槽（容量：23m³）の残留水を使用することは可能であり、雑用水は地下水を使用しているため電力の供給下で使用可能である。

(4) 通信手段の確保

北海道総合行政情報ネットワークや災害時優先電話等を活用し、被災情報の収集・連絡、災害応急対策の調整等を行う。

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

国機関（省庁）や総合振興局及び振興局（以下「振興局」という。）、市町村とは、地上系及び衛星系の2ルートにより、電話（ファクシミリ）回線を整備しており、一般電話回線が不通となる事態においても、これらの機関との通信を確保している。

また、庁舎が停電した場合も、発電機による通信機能を確保する。

イ 一般電話回線（NTT回線等）の利用

(ア) 省庁や振興局、市町村以外の防災関係機関とは一般電話回線が利用可能な場合に、災害時優先電話により通信を確保する。

(イ) 携帯電話回線が利用可能な場合には、災害時優先電話により防災関係機関等との通信を確保する。

ウ 衛星携帯電話の利用

振興局に、衛星携帯電話が配備されており、一般電話回線が不通となる事態においても、通信を確保している。

(5) 情報システムの維持

情報システム管理者は、情報システムに障害が発生した場合、情報システムの被害状況等を把握し、速やかに運用委託事業者等に連絡してシステムの復旧に努める。

特に、非常時優先業務を遂行するために不可欠な情報システム（以下「重要システム」という。）については、ICT部門の業務継続計画に基づき策定している復旧行動計画及び代替行動計画に従って適切な対応を行う。

また、情報システムのサーバが破損する事態に備え、データ及びシステムをバックアップするなどの対策や、サーバなど機器類を固定するなどの転倒、移動等の防止措置を講じるものとする。

特に、重要システムを構成するサーバなどの機器類はデータセンターにて管理を行う。

(6) 食料の確保

発災時には、備蓄計画により本部要員用として3,480食を備蓄しているが、不足する場合は「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している流通業者から供給を受けるなど、食料の確保に努めるものとする。

(7) 暖房の確保

本庁舎及び別館庁舎の暖房設備は、(株)北海道熱供給公社から暖房用の蒸気の供給を受けており、配管設備に損傷がない場合、電力の供給下で使用可能である。なお、使用不可能な場合については、リース会社から暖房用

機器の提供が受けられる体制の整備を図る。

4 本庁舎等の代替施設

本庁舎は、耐震改修済みであるが、万一使用できない場合の代替施設は、札幌市内及び周辺地域に所在する道有施設のうち、使用可能な施設を活用するものとする。

例としては、別館西棟、空知総合振興局札幌建設管理部、札幌高等技術専門学院、札幌道税事務所自動車税部、消防学校、江別保健所、千歳保健所、空知総合振興局などを想定する。

(1) 災害対策本部等の執務室

災害対策本部等の運営の拠点となる代替施設は、知事や副知事等の災害対策本部員が発災後速やかに参集できる場所が望ましいことや、人員と機器を配置し初動体制を確立するためにも、本庁舎周辺に最低限運営できる災害対策本部等のスペース確保に努めるものとする。

災害対策本部 [本部長以下32名、執務室面積200㎡]
災害対策本部長（知事）、副本部長（副知事）本部員（警察本部長、教育長、公営企業管理者、各部長、危機管理監等）が災害対策の基本的な事項を協議するため設置

危機管理班 [危機管理班約60名、執務室面積400㎡]
発災時に災害対策本部の設営や情報の収集・提供等の初動体制を確保し、自衛隊の災害派遣要請等の災害応急対策の推進及び調整業務を実施

災害対策本部指揮室 [連絡部員約150名、執務室面積450㎡]
副知事、危機管理監、本部連絡員（関係各課）、防災会議関係機関が、発災時の災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために緊密な連絡を図ることを目的に設置

(2) 各部局等の執務室

各部局等において、非常時優先業務を執行するための必要面積を算出し、スペースの確保に努めるものとする。

各部局等の執務室 [職員数は第4の参集想定を参考に算出]
各部局等において、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施

(3) 事務機器等

代替施設で非常時優先業務を執行するためには、次のような事務機器等が必要であり、各部局等が確保に努めるものとする。

事務機器	PC（行政情報ネットワーク）、コピー機など
通信機器	電話、FAXなど
通信回線	電話回線、ネットワーク回線など
その他	事務消耗品など

第6 計画の継続的な改善

1 研修・訓練等

非常時優先業務を円滑に執行し、業務継続計画を実効あるものとするため、各部局等は、平素から、発災時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を認識しておくとともに、業務執行体制等の確保について確認しておくものとする。

また、職員全員が非常時優先業務の重要性を共通して認識し、災害時に職員自らが取るべき行動について把握するなど、平常時の業務の中にも定着させていくものとする。

そのため、各部局等においては、次に掲げる訓練等の実施により、職員個々の災害対応力を向上させるとともに、本計画の周知・徹底を図るものとする。

<例示>

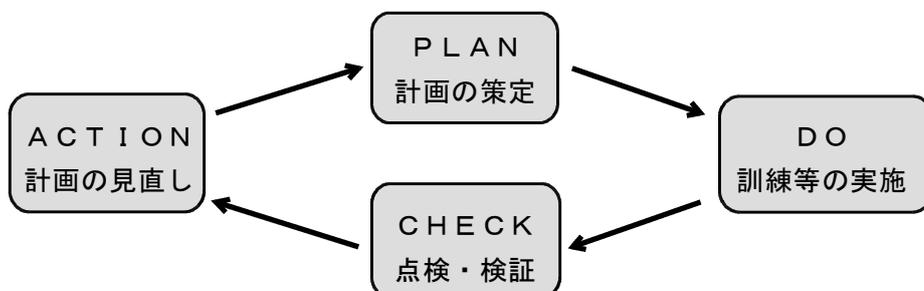
- 非常時優先業務の初動対応マニュアル等作成
- 非常時優先業務の初動対応訓練
- 非常招集訓練 ○ 安否確認訓練 など

なお、本計画の対象機関において、実施する訓練等は別表4のとおり。

2 継続的な改善

本計画のより適切な運用等を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うほか、1で示す訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題等の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題等の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

<本計画の継続的改善のイメージ：PDCAサイクル>



・別表4 実施する訓練等

種類	内容	対象(担当課)	頻度(時期)	
研修	新採用職員研修	職員として基本となる危機管理や災害対応について学ぶ。	新規採用職員 (総務部人事課)	対象者は1回 受講
	新任主幹級研修	管理職として、不測の事態発生時の危機対応について、必要な知識やスキルを習得する。	新任主幹級職員 (総務部人事課)	対象者は1回 受講
訓練	本庁舎等消防総合訓練	避難訓練(職員)を実施。	全職員 (総務部総務課)	年1回
	赤れんが庁舎消防総合訓練	避難訓練(職員)を実施。	赤れんが庁舎 勤務職員 (総務部総務課)	年1回
	北海道災害対策本部指揮室設置運営訓練	北海道災害対策本部指揮室の迅速な立ち上げや危機管理センター内の機械・設備の作動確認を通じて、指揮室要員の災害対策業務の習熟等を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回以上 (人事異動後 適時)
	北海道防災総合訓練	北海道地域防災計画「防災訓練計画」の規定に基づき、北海道、防災関係機関、関係市町村が共同で、大規模な災害を想定した訓練を実施することにより、同計画に定める「災害応急対策計画」の実効性を検証し、北海道の災害対応力の強化を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回
	災害通信連絡訓練(地震・津波)・Lアラート全国総合訓練	災害が発生時における避難指示、避難勧告の発令及び避難所の情報等を迅速かつ正確に発信できるよう、関係機関と協力を図り、訓練参加者の情報伝達に関する認識の向上を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回
	非常通信訓練	平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年2回
点検	非常用発電機の点検	非常用発電機を立ち上げ、起動や電力供給の状態を確認。	(総務部総務課)	月1回(外観 点検、起動試験) 年1回(停電 点検により、 通信設備等へ 電力供給)
	防災情報システム保守	常時稼働させるため、稼働状況の確認や機器点検等を実施。また、障害時の対応等についても記載。	(総務部危機対策課)	月1回(稼働 状況・機器点 検等)、適時
	道庁行政情報ネットワーク・行政情報コミュニケーションシステム保守運用	システムの安定稼働を確保するため、機器点検やネットワークの監視等を実施。	(総合政策部情報政策課)	年1回(本庁 ・総合振興局 ・振興局設置 の幹線機器)
	総合行政情報ネットワーク設備の点検保守	通信設備、電源設備及び無線局舎等について、設備の状態確認及び総合的な性能・機能確認等の点検を実施。	(総合政策部情報政策課)	毎日(日常) 月1回(定期) 年2回(精密)

【資料】

着手目標時期別の非常時優先業務（各部局等別）

【総務部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置・運営 災害情報の収集・報告 	危機対策	—		2
1時間	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、国等に災害派遣・応援要請 班内非常配備体制及び連絡調整 道有財産の被害調査及び応急対策 職員宅の被害調査及び復旧対策に関すること 私立学校の被害調査及び復旧対策 災害時における総務班の対策業務についての協力 	危機対策 総務 職員厚生 学事	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動の把握と指示 救助・救急・医療救護体制の指示 	危機対策	4 1
1日目	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における総務班の対策業務についての協力 	改革推進・法人団 体	<ul style="list-style-type: none"> 防災協定に基づく応援要請 被災者への把握 救援物資の調達 職員のサービス等人事管理業務 北方領土問題等に係る関係官公庁及び諸団体との連絡調整業務 	危機対策 人事 北方領土対策本部	1 7 5
3日目	<ul style="list-style-type: none"> 防災ボランティア等の受入体制の指示 災害関係予算に関すること 災害応急対策及び災害復旧に関する資金計画 災害に関する道議会に関すること 	危機対策 財政	<ul style="list-style-type: none"> 部内の総合調整 札幌医科大学の運営の推進管理 北海道立総合研究機構の運営の推進管理 職員の給与の支給関係業務 職員の給与関係業務（他課に属するものを除く） 職員の手当の認定業務 文書の收受、発送業務 条例、規則その他の法規文書の審査及び法令の解釈 法規の立案（他課に属するものを除く） 条例等の公布、北海道公報の編集及び官報報告 公印に関すること（押印事務） 不服申立て及び訴訟の総合調整 法律上の義務に属する損害賠償の総合調整 職員の健康管理 恩給関係業務 私立高等学校の定員調整及び入試関係事務 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する業務（他課に属するものを除く） 	総務 独立行政法人 人事・職員事務 職員事務 文書 職員厚生 学事 北方領土対策本部	2 5 8
1週間	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校の授業料減免事務 災害時における道税に関する申告、申請、請求その他書類提出又は納付、納入期限延長 災害時における道税の減免、徴収猶予、換価猶予及び納入義務免除 	学事 税務	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理及び国民保護に関する事務 自衛隊及び駐留軍に関する事務 消防及び危険物に関する事務 防災消防行政に関する事務 原子力安全対策に関する事務 情報公開及び刊行物等による情報提供の総括 個人情報保護の総括 知事の資産等の公開 北海道の歴史に関する文書等の保存及び閲覧 財産形成貯蓄関係業務 各種補助事業及び貸付事業（道（国）→学校法人等） 諸証明 学割証の交付 道の地方交付税及び地方譲与税関係業務 道債及び一時借入金関係業務 道税の賦課、徴収及び決算 道税に係る犯則取り締り 道税に係る不服申立て、訴訟 北方領土問題に係る施策の企画及び調整 北方領土問題に係る世論の啓発 北方地域元居住者に対する援護等（墓参事業等） 	危機対策 原子力安全対策 文書 職員厚生 学事 財政 税務 北方領土対策本部	5 4 0

(注) 部の想定参集人員は、冬の早朝5時に発災した場合を記載している。

【総合政策部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		・北海道総合行政情報ネットワークの通信の確保に関する業務	情報政策	2
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・災害広報の資料の収集、提供（災害分） ・各種情報との連絡調整（災害分） ・報道機等（国土交通省港湾局）の事 ・臨時電及び海（国土交通省港湾局）の被 ・港湾等に関する海岸（国土交通省港湾局）の被 ・災害調査及び及び急並復旧策 ・災害時及びおけ総合政策班の対策業務に ・ついての協力 	総務 広報広聴 " " " " 情報政策 交通企画 " " 秘書、広報広聴、道政相談センター、一、政策、画推進、土地水対策、情報政策、地域政策、広域政策、災害復旧策、官民連携推進、市町村、行政連携、交通企画、新幹線推進、航空	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び副知事の秘書業務 ・道の情報通信基盤の管理運営に関する業務（道庁行政情報ネットワーク（庁内LAN）、道庁行政情報コミュニケーションシステム、L/GWAN、テレビ会議システム、電話設備） ・庁内の情報システムの助言・指導・調整、大型汎用システムの運用管理 ・情報セキュリティ対策 	秘書 情報政策 " " " " " "	35
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部関係係害の取りまとめ ・知事及び副知事の災害地視察と ・被災者から相談に関する業務（緊急性のあるもの） ・在道外国公館に対する災害状況の報告 ・在道海外出張研修等を行う被褥者の子供及び北海道 ・北海道技術指導員等による外国人の被害調査 ・多言語による情報提供の支援に係る関係 ・交通施設等の被害状況の情報収集に関する（他課の所管するものを除く） ・空港の事故等に関する急並復旧対策 ・国際航空輸送関連施設の被害状況の情報収集に関する（他の所管するものを除く） 	総務 秘書 道政相談センター 政策 " " 国際 " " " " " " " " 交通企画 " " 航空 " " " "	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・報道機関との連絡調整（通常分・災害以外） ・報道対応業務（知事記者会見等、記者発表（レクチャー・資料配付）、選挙・行幸啓の対応）（通常分・災害以外） ・特命課題に関する業務 ・旅券発給等業務（不要不急の申請を除く） ・外国公館との連絡調整業務 ・被災地の市町村等の行政運営に係る助言及び調査 	総務 広報広聴 " " " " 政策 国際 " " 市町村	149
3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村、一部事務組合及び広域連合の短期資金のあっせん及び災害に係る地方債に関するごう税等の減免 ・被災地の市町村が行う交付税の繰上げ交付 ・被災地における職員派遣要望取りまとめ 	市町村 " " " " " "	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体による広報（広報紙「ほっかいどう」等の発行、新聞・テレビ等の利用、インターネット等の利用） ・サハリン事務所に関する業務 ・運輸交通に係る総合調整に関する業務（他部局に属するものを除く） 	広報広聴 " " 国際 交通企画	220
1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のための集団移転に関する事 	地域政策	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会に関する業務 ・北海道東北知事会に関する業務 ・北海道・北東北知事会に関する業務 ・皇室に関する業務 ・市町村及び民間企業等との連携・協働による広報業務 ・道政相談及び知事への陳情等に関する業務（電話及び来庁者対応） ・公益通報者保護制度に関する業務 ・苦情審査委員制度に関する業務 ・国費予算の要望に関する業務 ・土地売却の届出、無届出に関する業務 ・水資源保全地域に係る届出に関する業務 ・道の申請・届出の電子化に関する業務及び電子申請に関する業務 ・統計調査に関する業務（調査継続の可否に係る調査及び調整を含む。） 	総務 " " " " 秘書 広報広聴 道政相談センター " " " " 計画推進 土地水対策 " " 情報政策 統計	453

【環境生活部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・災害時における人の飼養する特定動物（危険動物）による危害の防止 	総務 生物多様性			17
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活関係被害状況の取りまとめ ・特定開発行為（他課の所管するものを除く）に係る被害調査 ・災害時における公害対策 ・水道の被害状況調査 ・災害時の給水計画の指導 ・水道施設の復旧指導 ・災害時の廃棄物処理計画の指導 ・一般廃棄物処理施設の復旧指導 ・ペット動物の収容調整 ・災害時における生活必需物資の需給、価格の調査監視及び物価対策の調整 ・道立歴史・文化施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策 ・市町村立文化施設の被害調査 ・避難等に係る道立体育施設の使用に関すること ・スポーツ施設の被害調査、応急措置及び復旧対策 	総務 環境政策 循環型社会推進 環境政策 // 循環型社会推進 // 自然環境 消費者安全 文化振興 // スポーツ振興 //	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・物価の動向その他の調査（消費生活モニター関連業務） ・女性相談援助センターに関する業務 ・要保護女子の保護更生に関すること（婦人相談所などに対する指導監督を含む） 	総務 消費者安全 道民生活 //	75
3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活関係職員の派遣 ・公害の防止に係る指導及び調査業務 ・水道その他飲料水供給施設に関する業務 ・飲料水の衛生に関する業務（他部の所管に属するものを除く） ・苫小牧地方における環境の監視・調査 ・公害に係る苦情・紛争の処理（緊急性のあるもの） ・自然公園等の被害調査 	総務 循環型社会推進 環境政策 // 循環型社会推進 // 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止に係る指導及び調査業務 ・水道その他飲料水供給施設に関する業務 ・飲料水の衛生に関する業務（他部の所管に属するものを除く） ・苫小牧地方における環境の監視・調査 ・公害に係る苦情・紛争の処理（緊急性のあるもの） ・消費生活の安定・向上業務 ・消費者保護・物価安定策の企画・総合調整（道立消費生活センター、消費者事故情報等の集約関連業務） ・出賞・後援名義に関する業務（承認関係） ・特定非営利活動促進法関連業務（認証関係） 	循環型社会推進 環境政策 // 循環型社会推進 // 消費者安全 // 文化振興 道民生活	110
1週間			<ul style="list-style-type: none"> ・北海道環境基本条例に関する業務 ・北海道環境審議会 ・環境影響評価に関する業務 ・特定開発行為に関する業務 ・環境保全活動の推進（除条例） ・環境学習に関する業務 ・公害の防止に係る企画・総合調整 ・公害防止規制 ・公害苦情紛争処理 ・特定工場公害防止組織整備 ・地球環境保全に係る施策の推進 ・一般廃棄物の処理に関する業務（補助金、交付金、事故対応等） ・産業廃棄物の処理に関する業務（許可申請の相対対応、事故対応、通報の対応等） ・自然公園、自然環境保全地域等に関する業務（許認可業務等緊急性のあるもの） ・野生生物の保護管理及び狩猟に関すること ・飼養動物の愛護及び管理に関すること ・犯罪被害者等の支援に係る企画・総合調整・推進（犯罪者からの相談関連業務） ・交通安全対策施策の企画・調整（交通事故日報、事故多発警報、非常事態宣言、事故相談、事故死ゼロ表彰関連業務） ・消費生活協同組合関連業務（許認可） ・男女平等参画社会の形成の促進（苦情処理、相談対応等） 	環境政策 // // // // 循環型社会推進 // // 自然環境 気候変動対策 循環型社会推進 // // 道民生活 // 消費者安全 道民生活	245

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
			<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止・被害者の保護（相談対応等） ・協働推進に関する業務 ・文化振興に関する業務 ・文化施設に関する業務 ・国際的なスポーツ大会等に関する業務 ・アイヌ政策に関する業務 	 " " " " スポーツ振興 アイヌ政策	

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災被保険者に対する国民健康保険料（税）の徴収猶予又は減免に関する事 ・被災被保険者に対する介護保険料の徴収猶予又は減免に関する事 ・被災者に対する介護サービスの提供に関する特例措置に関する事 ・被災介護保険施設の介護報酬の特例措置に関する事 ・被災者に対する障害福祉サービス等の利用者負担の減免に関する事 ・被災者に対する障害福祉サービス等の提供に関する特例措置に関する事 ・障害福祉サービスの報酬の特例措置に関する事 	国保医療 高齢者保健福祉 施設運営指導・高齢者保健福祉 施設運営指導・障がい者保健福祉 障がい者保健福祉 施設運営指導・障がい者保健福祉 施設運営指導・障がい者保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・国際関連業務 ・新型インフルエンザ対策に関する会議 ・資格試験の実施 ・歯科医師の免許に関する事 ・栄養士、調理師の免許に関する事 	// // // 地域保健 //	

【経済部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	・班内非常配備体制及び連絡調整	総務			2 1
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・経済部関係被害の取りまとめ及び総合調整 ・食糧連産業の被害状況調査及び復旧対策 ・商工業及び労働に係る災害応急諸施策の総合的な調整 ・道内経済への影響把握 ・貿易関係の被害状況調査及び復旧対策 ・観光事業関係の被害状況調査及び復旧対策 ・観光客の帰宅・帰国等の緊急的支援及び被災状況等の情報発信 ・被災中小企業等の被害状況調査及び復旧対策 ・商工会等における流通対策の総合調整 ・商業関係の被害状況調査及び復旧対策 ・工業団地内の立地企業及び工業用水道の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整 ・被害小牧東部地域並びに石狩湾新港地域における被害状況調査及び復旧対策の連絡調整 ・科学技術関係の被害状況調査及び復旧対策 ・エネルギー関係の被害状況調査及び復旧対策 ・鉱業関係の被害状況調査及び復旧対策 ・災害時における高圧ガス及び火薬類の保安 ・災害時における燃料の需給等の調整 ・災害時における職業安定機関との連絡調整 ・災害時における離職者の発生状況調査 ・労働福祉施設の被害状況調査及び復旧対策 ・北海道労働局労働基準部との連絡調整及び情報収集 ・職業能力開発事業関係被害状況調査及び復旧対策 ・全道高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校における被害状況調査、応急措置及び復旧対策 ・道立職業能力開発支援センターにおける被害状況調査及び復旧対策 ・全道地域職業訓練センターにおける被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 総務 食糧連産業 経済企画 // 国際経済室 観光局 // 中小企業 // // 産業振興 // // 科学技術振興 環境・エネルギー // // // 雇用労政 // // // 産業人材 // // // 	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 	総務	9 3
3日目			<ul style="list-style-type: none"> ・経済施策に係る企画・調整 ・海外との貿易振興、経済交流促進 ・海外事務所業務 ・観光振興に関する業務 ・旅行業の登録・指導 ・小規模企業の振興対策の確保 ・中小企業等の受注機会金融制度 ・中小企業総合振興資金制度 ・商業の振興及び流通対策の総合調整 ・卸売市場業務 ・産業の立地に関する業務 ・苦小牧東部地域並びに石狩湾新港地域の開発 ・高度技術産業集積の活性化に関する業務 ・工業技術センターに関する業務 ・エネルギー対策の総合調整 ・砂利採取及び採石業務 ・電源立地の調整等 ・休廃止鉱山に係る鉱害対策 ・高圧ガス、火薬類等の取締り業務 ・労働行政の企画等 ・雇用計画策定 ・地域雇用開発 ・若年者及び季節労働者対策 ・労働教育及び労働相談 ・人材誘致の推進 ・産業人材の育成 ・認定職業訓練 ・学院、障害校関連業務 ・公共職業訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 経済企画 国際経済室 // 観光局 // 中小企業 // // // // 産業振興 // // 環境・エネルギー // // // 雇用労政 // // // 産業人材 // // // 	1 3 7

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
1週間			<ul style="list-style-type: none"> ・食関連産業の振興 ・中小企業の組織化 ・研究開発に係る産学官連携に関する業務 	食関連産業 中小企業 科学技術振興	303

【水産林務部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・水産業・林業関係被害報告の取りまとめ ・共同利用施設、その他施設（他課所管に関するものを除く）の被害調査及び復旧対策 ・水産資源の被害調査及び対策促進 ・水産増養殖物及び施設の被害調査並びに応急措置及び復旧対策 ・漁場の被害調査及び復旧対策 ・水産共同利用施設（種苗生産施設）の被害調査及び復旧対策 ・漁港・漁港海岸の被害の取りまとめ ・漁業の操業への影響に関すること ・漁船の応急措置 ・水産業共同利用施設（サケ・マス増殖及び内水面関連施設）の被害調査及び復旧対策 ・災害時における漁業取締船の配備 ・林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策 ・林道の被害調査、応急措置及び復旧対策 ・林野火災の被害調査及び応急措置 ・森林及び苗畑の被害調査及び復旧対策 ・被災林野に係る病害虫の異常発生の防疫 ・林地及び治山施設の被害調査、応急措置及び復旧対策 ・道民の森等の被害調査及び復旧対策 ・道有林の林野、表み立木及び路網の被害調査及び復旧対策 ・道有林の土地（林野を除く）、建物及び工作物の被害調査及び復旧対策 	総務 〃 水産経営 水産振興 〃 〃 〃 〃 漁港漁村 漁業管理 〃 〃 〃 林業木材 〃 森林整備 〃 〃 〃 治山 〃 森林活用・道有林 〃 〃	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・漁船海難防止に関する業務（表彰を除く） ・災害復旧に関する業務 ・林野火災の予防対策 ・森林災害及び森林被害の復旧等 	総務 水産経営 〃 森林整備 〃	23
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業・林業関係被害に関する応急措置及び復旧対策の企画調整 ・漁港・漁港海岸に係る被害調査及び応急措置、災害復旧対策 ・災害応急復旧用木材の需要計画 ・林業災害に係る林業金融 ・林業構造改善に係る施設の被害調査及び復旧対策 ・特用林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策 ・被災保険者に対する森林保険に関すること 	総務 漁港漁村 林業木材 〃 〃 〃 〃 森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港実験室庁舎・施設の維持管理 	漁港漁村	101
3日目			<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁場整備開発施設の被害調査及び復旧対策 ・漁港・漁港海岸の維持管理 ・漁業権に関する業務 ・漁業の許可及び操業の調整その他の漁業の調整 ・漁業の取締り、漁業取締船の維持及び運行 ・外国との漁業協定及び漁業協力等に関する業務 	水産振興 〃 漁港漁村 漁業管理 〃 〃 漁業管理 〃	149

【出納局】

着手 目標時期	非 常 時 優 先 業 務				局の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	・班内非常配備体制及び連絡調整	総務			1 2
1日目			・財務会計トータルシステムの運用管理	総務	5 3
3日目	・災害救助基金等応急救助の費用に関する こと ・支払資金対策 ・救援物資の出納保管 ・災害時における出納班の対策業務につい ての協力	審計一・二 経理 調達 財務指導	・財務に係る条例、規則等に関する業務 ・災害見舞金の出納保管 ・資金管理業務 ・歳入歳出外現金、基金、有価証券の出納 保管業務 ・物品購入及び賃貸借契約	財務指導 経理 " " 調達	7 8
1週間			・支出命令の審査、支出負担行為の確認業 務 ・財務会計に係る指導業務 ・支出審査及び支出命令業務 ・庁用共通物品払出業務 ・指名選考委員会に関する業務 ・競争入札の執行に関する業務 ・工事工区の設定に関する業務	審計一・二 " " 調達 総務 " "	1 6 9

【企業局】

着手 目標時期	非 常 時 優 先 業 務				局の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	・班内非常配備体制及び連絡調整 ・電気事業施設の情報収集及び被害調査 ・工業用水道施設の情報収集及び被害調査	総務 発電 工業水道			3
1日目	・災害応急対策資材等の調達 ・被害の取りまとめ ・電気事業施設に係る災害応急対策の技術 的連絡調整 ・電気事業施設の警戒及び管理 ・工業用水道施設に係る災害応急対策の技 術的連絡調整 ・工業用水道施設の警戒及び管理	総務 " 発電 " 工業水道 "			1 6
3日目	・災害関係予算に関すること	総務	・電気事業施設の運用 ・工業用水道施設の運用及び管理	発電 工業水道	2 4
1週間			・電気事業に係る許認可の申請 ・工業用水道事業に係る建設工事 ・工業用水道事業に係る許認可の申請	発電 工業水道 "	5 2

着手 目標時期	非常時優先業務				想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
3日目	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員及び道議会への報告に関すること 災害関係予算の総括 国に対する財政支援要請 被災市町村への職員派遣 公立高等学校の被災生徒の授業料の免除及び奨学金の貸与 公立小中学校の被災児童及び生徒の教科書の供与に関すること 公立特別支援学校の被災児童及び生徒の教科書の供与に関すること 	総務 // // 高校教育 義務教育 特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校の災害、防災、学校安全の業務 教育財産の災害対策 報道事務 広聴及び相談事務 生徒の入学、転学及び退学に関すること 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導及び職業指導 公立高等学校の入学者の選抜方法に関する事務 道立高等学校の入学者選抜事務 所管施設に関する業務 道立特別支援学校の管理運営 所管施設に関する業務 生徒指導・学校安全に関する指導・助言 生徒指導・安全管理の実施 公民館、図書館、博物館等の整備等の指導助言 道立の社会教育施設に関する業務 文化財の保存活用に関する業務 所管施設に関する業務 給与関係業務 恩給関係業務 事務局及び道立学校職員の健康管理 教職員互助会との連絡調整 	施設 // 教育政策 // 高校教育 // // 教育環境支援 特別支援教育 // 学校教育局参事 // 生涯学習 、文化財・博物館 // 文化財・博物館 // 教職員事務 福利 // //	224
1週間	<ul style="list-style-type: none"> 公立特別支援学校における給食に関すること（健康・体育課の所掌に係るものを除く） 公立特別支援学校の被災児童及び生徒の就学奨励費の再支給等の援助措置に関すること 公立特別支援学校における給食に関すること 公立小中学校の児童及び生徒の学校給食に関すること 公立高等学校の夜食給食に関すること 北海道教育委員会の任命に係る職員の災害補償基金による災害補償に関すること 	特別支援教育 // 健康・体育 // 福利	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の会議 教育委員会規則の制定及び公布 文書審査 職員の任免等の身分扱い 人事発令関連業務 財務会計事務の指導（実地指導を除く） 市町村教育委員会への指導、助言・援助 訴訟業務 内部組織、職員定数及び事務管理 国庫負担（交付）事業の業務 教職員定数 学級編制 教職員の服務に関する業務 教職員の懲戒及び分限に関する業務 教職員免許状授与・更新事務 県費負担教職員の任免業務 公立学校の教員採用選考検査業務 道立学校教職員の人事発令業務関係 授業料の徴収及び運営費予算、その他管理運営 生徒の奨学に関する事務 就学義務に関する事務 市町村の特別支援教育に関する指導・助言 北海道教育支援委員会 学校体育、学校保健及び学校給食に関する指導・助言 保健管理及び学校給食の実施 家庭教育支援推進事業 家庭教育相談事業 博物館の登録事務 高校配置計画策定 道立高校定員調整 職員団体対応業務（新型インフルエンザ対応） 給与関係業務 共済組合員の保健に関する業務 定期健康診断業務 職員の健康判定審査等に関する業務 	総務 // // // // // // // 施設 教育政策 // // 教職員 // // // // 高校教育 // 特別支援教育 // // 健康・体育 // 生涯学習 文化財・博物館 高校教育 // 教職員 教職員事務 福利 // //	479

北海道庁業務継続計画

[第3版]

令和2年3月

編集・発行：北海道総務部危機対策局

危機対策課危機調整グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL011-204-5014

